

岡山のフルーツ農園で ぶどう農業体験

フルーツ農園 **スコレー**
Scree

ぶどう オナー塾

① 2024年1月13日(土) 11:00~15:00

② 2024年1月22日(月) 11:00~15:00

③ 2024年2月12日(月祝) 11:00~15:00

【場所】有限会社スコレー(岡山市北区御津吉尾447)



熟練生産者によるぶどうセミナー

ぶどうの名産地・吉尾地区で2代にわたり約90年のぶどう作りの実績をもつフルーツ農園。熟練生産者による丁寧な解説と体験通しでぶどう作りを学べるセミナー。農業初心者の方もお気軽に学んで頂けます。

今日からぶどう作りをスタートできる！充実のプログラム

これからぶどうの樹へと成長する挿し木体験を行って頂きます。挿し木を上手に育てると、2年後にはぶどうの果実がつきます。ぶどう作りを始めるベストシーズンにオススメのプログラム。

■スケジュール: スコレー集合 11:00=解散 15:00

■参加費: 19,800円(税込/お一人様)

■最少催行人数: 4名 ■添乗員: 同行致しません ■食事条件: 昼食1回

○交通アクセス: 集合場所までのご自身でお越しください。

◇自家用車: 敷地内に無料駐車場がございます。(15台)

◇公共の交通機関: JR津山線野々口駅よりタクシー5分。岡山空港よりタクシー15分。

○お申し込みは右のQRコードまたはwebサイトよりお問い合わせ下さい。

○最少催行人数に達しない場合はツアーを中止する場合がございます。

○配布資料は当ツアーの為に開発した完全オリジナル教材となっております。

コピー、転用、SNS等での配信はご遠慮ください。

【お申し込みサイト】



《お申込になる前に必ずお読みください》 旅行条件(要旨)

- この旅行は、ITプラン株式会社(以下「当社」といいます)が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部第9条第1項の契約書面(以下「契約書面」といいます。)の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面の他、出発日迄にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び及び別紙「募集型企画旅行取引条件説明書面[共通事項]」に記載したところによります。
- お申込み方法と契約の成立時期:当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。電話・郵便・FAX・インターネット等でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して原則として8日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。尚、お申込金のお支払いが確認された時点でお申込みとして取り扱います。

国内旅行

- お申込みの条件:未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満75歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただくか、同伴者同行を条件とさせていただく場合があります。(満80歳以上の方は、同伴者同行を条件とさせていただきます。)
- 旅行代金の適用:参加されるお客様のうち満12歳以上は大人料金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上・クルーズ利用コースは満2歳以上)12歳未満の方は子供料金になります。
- 旅行代金に含まれないもの:本パンフレットに含まれている旨表示してある交通費・観光料金・宿泊料金・食事料金・添乗経費・その他特記事項にかかる経費以外は本ツアーには含まれていません。通常お客様が必要と思われるその一部を表示します。(1)超過手荷物料金(2)クリーニング代・電話料・チップ代、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(3)ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)代金(4)傷害、疾病に関する治療費
- 旅行契約内容・代金の変更:当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により、通常予測される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。
- お客様による旅行契約の解除:
ア)お客様はいつでも、次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

●日帰り取消料

旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の		旅行開始後の解除及び無連絡不参加
11日前まで	10日～8日前	7日～2日前	前日	当日	
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

●宿泊取消料

旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の		旅行開始後の解除及び無連絡不参加
21日前まで	20日～8日前	7日～2日前	前日	当日	
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※旅行代金が所定に期日まで入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただきます。

イ)お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(一部例示)(1)旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。a.旅行開始日または終了日の変更、b.観光地・観光施設・その他の目的の変更、c.運送機関の種類または運送会社の変更、d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更、e.宿泊施設の変更、f.宿泊施設の客室の種類・施設・景観の変更。(2)旅行代金が増額された場合。(3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。(4)当社が責に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

●最少催行人員:お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算して、13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金は、全額お返しします。

●当社の責任:当社がお客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程保証:(1)当社は別紙「募集型企画旅行取引条件説明書面[共通事項]」の「19.旅程保証」に掲げる、契約内容の重要な変更が生じた場合は、所定の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(または、お客様に了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行う事があります。)

(2)当社は天災地変等の免責事由の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。(3)変更補償金の額は、お客様一人に対して旅行代金15%を限度とします。また、変更補償金の額が千円未満であるときは、お支払いいたしません。

●お客様の責任:お客様の故意又は過失、法令または公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が被害を被った場合、当社は当該のお客様から損害賠償を申し受けます。

※総合旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

【旅行企画・実施】

岡山県知事登録旅行業地域限定 -405号・(一社)全国旅行業協会正会員

ITプラン・ツーリズム・センター

ITプラン株式会社 本社営業所

岡山県岡山市北区広瀬町11-17

電話:086-224-0310 FAX:086-899-6945

ホームページ:<https://tourism.itplan-global.com/>

電子メール:tourism-center@itplan-global.com

営業日・営業時間:月~金曜日9:00-18:00(土・日・祝日休業)

※当社の営業時間外にファクシミリ、電子メールでいただいたお申込は、翌営業日に申し出たいたしたものとして取り扱います。

総合旅行業務取扱管理者太田文男

※募集型企画旅行実施可能区域:岡山市、倉敷市、総社市、玉野市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、久米南町、美咲町、吉備中央町、早島町、香川県土庄町

【受託販売】